

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第 7 号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 7 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和 6 年 1 1 月 7 日専決

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 損害賠償の額 7 5 , 9 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方 有限会社飯田石油

3 事故の概要

令和 6 年 8 月 2 6 日午後 0 時 4 6 分頃、亀岡市下矢田町 3 丁目地内の給油取扱所において、公用車の給油中に作業完了の確認を欠き車両を発進させたため給油ノズルが破損した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 75,900円
- 2 損害賠償の相手方 有限会社飯田石油
- 3 事故の概要

令和6年8月26日午後0時46分頃、亀岡市下矢田町3丁目地内の給油取扱所において、公用車の給油中に作業完了の確認を欠き車両を発進させたため給油ノズルが破損した。